

(写)

4 三総政第 623 号
令和 5 年 3 月 29 日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 5 年第 1 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第21号 三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第22号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
議案第23号 令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 21 号

三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 29 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年三鷹市条例第26号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 特定非営利活動法人Mitakaみんなの防災

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項
又は第2項の規定により採用された職員に対する第2条第2項第1号の規定の適
用については、令和14年3月31日までの間、同号中「任期を定めて任用される職
員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正す
る法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用さ
れた職員を除く。)」とする。

提案理由

職員を派遣することができる公益的法人等の団体に特定非営利活動法人Mitakaみ
んなの防災を加えるため、本案を提出します。

議案第 22 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 29 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項第4号中「第1条」を「第1条の5」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項を次のように改める。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第13条の4の2第2号ア中「法第349条の3又は法附則第15条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和5年改正前の法」という。）第349条の3又は同法附則第15条」に改め、同号イ中「法第349条の3又は法附則第15条」を「令和5年改正前の法第349条の3又は同法附則第15条」に改め、同条第3号イ中「同年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条」を「同年度分の固定資産税について令和5年改正前の法第349条の3又は同法附則第15条」に改める。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第18条の11第2号ア中「法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条」を「令和5年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は同法附則第15条」に改め、同号イ中「法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条」を「令和5年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は同法附則第15条」に改め、同条第3号イ中「同年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条」を「同年度分の固定資産税について令和5年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は同法附則第15条」に改める。

附則第18条の14中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従

前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税関係について長寿命化に資する大規模修繕工事を行った一定の要件を満たすマンションに係る固定資産税額の減額措置を創設するとともに、軽自動車税関係について種別割のグリーン化特例の適用期限の延長を行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 23 号

令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 29 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝